

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること		評価方式	総合 実績 事業	番号	Ⅱ-3-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,024,424	1,834,788	1,977,017	1,939,862		
（ 補 正 後 ）	2,024,266	1,834,414				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,024,266	1,834,414				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,817,163	1,706,980				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	207,103	127,434				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	目標：規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること 方法：検挙人者数や押収量について目標を設定して取締りを行う施策ではなく、国家の治安維持及び国民の保健衛生の向上を目的とした、薬物事犯の取締りや薬物乱用防止啓発活動を実施するための施策であり、目標の設定は困難であるため、目標は設定していない。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること				番号	II-3-1		(千円)	
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	麻薬・覚せい剤等対策費	あへんの供給確保等に必要な経費	1,097,574	1,110,561	-2,848	
	A	2	一般	厚生労働本省	麻薬・覚せい剤等対策費	麻薬・覚せい剤等対策に必要な経費	292,118	249,651	-17,680	
	A	3	一般	地方厚生局	麻薬・覚せい剤等対策費	麻薬・覚せい剤等対策に必要な経費	587,325	579,650		
	A	4								
	小計							1,977,017	1,939,862	-20,528
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							1,977,017 の内数	1,939,862 の内数	-20,528	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること			番号	II-3-1			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	
あへん供給確保事業	A	1	1,097,106	1,110,093	12,987	△ 2,848	△ 2,848	事業実績を踏まえてあへんの分析に係る経費を見直したこと等による削減
麻薬・覚せい剤等対策費	A	2	130,447	114,595	△ 15,852	△ 15,423	△ 15,423	事業実績を踏まえて分析に係る経費を見直したこと等による削減
向精神薬対策費	A	2	4,126	2,873	△ 1,253	△ 1,253	△ 1,253	新条約指定原料物質等実態調査費について、事業実績を踏まえて廃止したこと等による削減
医療用麻薬適正使用推進事業	A	2	9,483	8,479	△ 1,004	△ 1,004	△ 1,004	事業実績を踏まえて会議に係る経費を見直したこと等による削減
合計			1,241,162	1,236,040	△ 5,122	△ 20,528	△ 20,528	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成 年 月

担当部局名:医薬食品局監視指導・麻薬対策課

<p>政策名</p>	<p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること</p>	<p>番号</p>	<p>II-3-1</p>																																																																														
<p>政策の概要</p>	<p>麻薬・覚せい剤等(以下「薬物」という。)の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、乱用薬物の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に基づく指定薬物(以下「指定薬物」という。)として指定し、その取締りを徹底する。</p>																																																																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、水際での大量押収事実などから、大量の薬物が日本に流入していることが推定されるほか、検挙人数からみても依然として薬物事犯が深刻な状況にあることから、今後とも、薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより、啓発活動や取締体制の充実強化を進めることが必要である。 なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止する措置を講じるとともに、買上調査に基づく立入検査、インターネット上での販売広告の監視やパンフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っている。引き続き、監視・指導体制を充実させ、取締りを実施していくことが必要である。</p> <p>(必要性) 我が国の薬物情勢は、検挙人数の大多数を占める覚せい剤事犯については、検挙人数が毎年1万人を超えるなど依然として高水準にある。また、大麻事犯については、平成21年において検挙人数が過去最高を記録し、特に20歳代を中心とした若年層における乱用の拡大が顕著であり、依然として深刻な予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求められている。 薬物乱用防止啓発活動についても、引き続き国民全般(特に青少年)を対象として実施していく必要がある。 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、乱用者自身の健康被害のみならず、麻薬等の乱用につながるなどの保健衛生上の危害のおそれが危惧されるため、指定薬物として指定することにより、製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締りを行う必要がある。</p> <p>(効率性) 取締事業においては、覚せい剤事犯について、暴力団構成員による組織的密売事犯、イラン人密売組織等を多数検挙した。また大麻事犯については、インターネットを利用した大麻種子販売事犯の取締りを行う等、効率的な取締りが行われた。</p> <p>(有効性) 薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することにより、総合的な取締対策を推進している。 乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人数については各年において数値にバラツキはみられるものの、大麻事犯の検挙人数は過去最高を記録した。主な薬物の押収量については、近年増減を繰り返しているが、これは、乱用薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締りを実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果を上げていると評価できる。</p> <p>(反映の方向性) 薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実にも努める必要がある。 最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="583 1967 1606 2496"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>薬物事犯の検挙人数(単位:人)(一)</td> <td>16,231</td> <td>14,882</td> <td>15,175</td> <td>14,720</td> <td>15,417</td> </tr> <tr> <td>(大麻事犯の検挙人数)(単位:人)</td> <td>2,063</td> <td>2,423</td> <td>2,375</td> <td>2,867</td> <td>3,087</td> </tr> <tr> <td>(覚せい剤事犯の検挙人数)(単位:人)</td> <td>13,549</td> <td>11,821</td> <td>12,211</td> <td>11,231</td> <td>11,873</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>主な薬物の押収量(単位:kg)(一)</td> <td>122.8</td> <td>144.0</td> <td>359.0</td> <td>402.6</td> <td>369.5</td> </tr> <tr> <td>・覚せい剤(単位:kg)</td> <td>886.2</td> <td>332.6</td> <td>560.4</td> <td>415.7</td> <td>224.8</td> </tr> <tr> <td>・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)(単位:kg)</td> <td>【-】</td> <td>【-】</td> <td>【-】</td> <td>【-】</td> <td>【-】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>小学生の保護者への普及啓発(単位:万部)</td> <td>132</td> <td>123</td> <td>118</td> <td>118</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>(全小学6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本配布/毎年度)</td> <td>【100%】</td> <td>【100%】</td> <td>【100%】</td> <td>【100%】</td> <td>【100%】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>中学生への普及啓発(単位:万部)(全中学1年生にMDMA、大麻、違法ドラッグ乱用防止啓発読本配布/毎年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>123</td> <td>119</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【-】</td> <td>【-】</td> <td>【100%】</td> <td>【100%】</td> <td>【100%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計 資料による。 ・指標3及び4は、監視指導・麻薬対策課が配布した実績数である。 ・平成17年度は、大麻・MDMAに係るリーフレット700万部を配布(中1~高3) ・平成18年度は、違法ドラッグに係るリーフレット716万部を配布(中1~高3) 大麻・MDMAに係るリーフレット120万部を配布(中1)</p>			施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)		H17	H18	H19	H20	H21	※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							1	薬物事犯の検挙人数(単位:人)(一)	16,231	14,882	15,175	14,720	15,417	(大麻事犯の検挙人数)(単位:人)	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087	(覚せい剤事犯の検挙人数)(単位:人)	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	2	主な薬物の押収量(単位:kg)(一)	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5	・覚せい剤(単位:kg)	886.2	332.6	560.4	415.7	224.8	・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)(単位:kg)	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】	3	小学生の保護者への普及啓発(単位:万部)	132	123	118	118	117	(全小学6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本配布/毎年度)	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	4	中学生への普及啓発(単位:万部)(全中学1年生にMDMA、大麻、違法ドラッグ乱用防止啓発読本配布/毎年度)	-	-	123	119	120		【-】	【-】	【100%】	【100%】	【100%】
施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)		H17	H18	H19	H20	H21																																																																											
※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																																																																	
1	薬物事犯の検挙人数(単位:人)(一)	16,231	14,882	15,175	14,720	15,417																																																																											
	(大麻事犯の検挙人数)(単位:人)	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087																																																																											
	(覚せい剤事犯の検挙人数)(単位:人)	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873																																																																											
2	主な薬物の押収量(単位:kg)(一)	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5																																																																											
	・覚せい剤(単位:kg)	886.2	332.6	560.4	415.7	224.8																																																																											
	・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)(単位:kg)	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】																																																																											
3	小学生の保護者への普及啓発(単位:万部)	132	123	118	118	117																																																																											
	(全小学6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本配布/毎年度)	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】																																																																											
4	中学生への普及啓発(単位:万部)(全中学1年生にMDMA、大麻、違法ドラッグ乱用防止啓発読本配布/毎年度)	-	-	123	119	120																																																																											
		【-】	【-】	【100%】	【100%】	【100%】																																																																											

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第三次薬物乱用防止5か年戦略	平成20年8月22日 薬物乱用対策推進本部策定	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上 ・「薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人犯罪組織の取締りを強化するとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。 ・「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止5か年戦略」に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。また、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等の実施を推進する。さらに、薬物の供給遮断を図るため、乱用薬物の麻薬等への新規指定等を適時適切に実施する。 ・「国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること		評価方式	総合・ <u>実績</u> 事業	番号	Ⅱ-4-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	700,798	526,042	656,087	550,841		
（ 補 正 後 ）	647,728	526,042				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	647,728	526,042				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	607,306	471,681				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	40,422	54,361				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	化学物質による人への健康被害を防止するため、①毒物・劇物の適正な管理を推進、②化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進、③家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保することとし、それぞれ①毒物及び劇物取締法違反の改善確認率、②高生産既存化学物質国際安全性点検実施率、③家庭用品試買等試験検査における違反率により、目標の達成度合いを測定することとしている。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること					番号	II-4-1		
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	化学物質安全対策費	化学物質の安全対策に必要な経費	656,087	550,841	-5,456
	A								
	A								
	A								
	小計						656,087 の内数	550,841 の内数	-5,456
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計						の内数	の内数	
合計						656,087 の内数	550,841 の内数	-5,456	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること			番号	II-4-1			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	
毒物劇物取締法施行費	A	1	47,380	43,971	△ 3,409	△ 3,409	△ 3,409	毒物劇物営業登録等システムについて利用率の低いシステムを見直した事による削減
家庭用品規制法施行事務費	A	1	48,599	46,552	△ 2,047	△ 2,047	△ 2,047	家庭用品規制基準設定費の一部について、家庭用品安全対策推進指導費へ統合し、効率化したことによる削減
合計			95,979	90,523	△ 5,456	△ 5,456	△ 5,456	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

<p>政策名</p>	<p>化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること</p>	<p>番号</p>	<p>II-4-1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは成育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前に審査する制度を設けるとともに、既存化学物質については、国が中心となって必要な試験等を実施し、これらの化学物質の有する性状等により、製造、輸入等に関し必要な規制を行う。 また、家庭用品に使用される化学物質については、含有量等について規制を設け、健康被害の防止を図る。 このほか、急性毒性作用がある物質については、毒物又は劇物に指定し、その製造、輸入又は販売について登録を義務付ける等の規制を行い、適正な管理を推進する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 化学物質の毒性に基づく毒物及び劇物の指定、高生産既存化学物質国際安全性点検、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取組を、それぞれ着実に、かつ効率化を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく貢献していると評価できる。</p> <p>（必要性） 化学物質は、幅広い産業において基幹的基礎素材として使用され、国民生活においても不可欠であるが、適正な取扱いを行わなければ、人への健康被害や環境への悪影響が発生する恐れがある。 化学物質の安全性に関する情報は、当該化学物質やそれを含有する製品を適切に使用・管理するために必要となる基本的情報であり、化学物質を取り扱う事業者のみならず、最終使用者である一般消費者にとっても必要不可欠な公共的要素の強い情報である。 そのため、製造、輸入、販売等に関し必要な規制を行うとともに、国民や事業者が情報を共有できるデータベースを整備することにより情報を公開し、また、化学物質などの調査、安全性点検及びマニュアルの作成等の各種施策を実施することで、化学物質の安全性を確保することが必要である。</p> <p>（効率性） 毒物及び劇物の指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に調査を行うことで調査の効率化を図っている。 既存化学物質の安全性点検については、生産量の用途、化学構造と毒性の関係等を考慮の上、優先順位をつけて実施してきている。世界的に高生産量の化学物質の安全性点検については、各国で協力して重複を排除しながら行っており、効率化を図っている。 また、全国の自治体で連携することにより、家庭用品規制法において規定される有害物質を基準以上に含有する製品の流通を効率的に防止し、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大に迅速に対応できるよう努めている。</p> <p>（有効性） 毒物及び劇物の指定のための調査については、平成21年度において2件行っている。また、平成20年度において実施した当該調査の結果を用いて新たに劇物を指定したことから、施策の有効性が認められる。 化学物質やそれを含有する製品を取り扱う事業者における適正使用・管理のため、化審法制定時に製造・輸入していた既存化学物質の安全性点検を行っており、また、世界的に高生産の化学物質については、日本において平成17年から平成22年の間に96物質を点検するという目標に向け、平成21年度の数値は現在集計中であるが、平成20年度までで78物質の安全性点検を行ったところであり、着実に進展している。 家庭用品等身の回りの化学物質については、有害物質が原因であると考えられる健康被害に係る情報の収集を継続して行うとともに、家庭用品に含有される化学物質の理化学試験、毒性試験等、毎年度必要と考えられる安全性等評価を実施している。これらの結果を踏まえ、随時、基準を策定すべきものの有無を検討し、必要と認められる基準を策定することとしている。</p> <p>（反映の方向性） 引き続き事業を推進する。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
	毒物及び劇物取締法違反の改善確認率	%	-	49.1 【102.5%】	65.8 【134.0%】	78.8 【119.8%】	前年度	前年度以上/毎年度
	高生産既存化学物質国際安全性点検実施率	%	前年度	41.7 【235.6%】	54.2 【130.0%】	81.3 【150.0%】	22年度	(化学物質(96物質)の安全性点検の実施:100%/2010年、かつ、前年度以上/毎年度)
	家庭用品試験等試験検査における違反率	%	-	0.29 【344.8%】	0.43 【232.6%】	0.40 【250.0%】	-	1.0%以下/毎年度

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること		評価方式	総合 実績 事業	番号	Ⅱ-5-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,796,561	2,055,645	2,164,566	2,413,974		
	<0>	<0>	<0>	<0>		
（ 補 正 後 ）	1,905,195	2,959,790	2,164,566			
	<0>	<0>	<0>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	1,905,195	2,959,790				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,722,838	2,751,132				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	182,357	208,658				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別表②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	-					
評価結果の予算要求等への反映状況	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等並びに建築物衛生の確保のために継続的に推進する必要があるため、平成23年度においても、引き続き必要な予算の確保に努める。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること				番号	Ⅱ-5-1		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	生活衛生対策費	生活衛生金融対策に必要な経費	1,229,016	1,568,857	
	A	2	一般	厚生労働本省	生活衛生対策費	生活衛生の向上及び増進に必要な経費	935,550	845,117	
	A	3							
	A	4							
	小計							2,164,566	2,413,974
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表に おいて○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計								
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
	小計								
合計							2,164,566	2,413,974	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること			番号	Ⅱ-5-1			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年8月

担当部局名:健康局生活衛生課

<p>政策名</p>	<p>生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>		<p>番号</p>	<p>II-5-1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の振興策及び多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興について、営業施設の経営の近代化及び合理化等が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。しかし、経営基盤が弱い中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化等により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。 空気環境について建築物環境衛生管理基準の不適合率が増加傾向にあることから、近年の省エネの推進等建築物を取り巻く周辺環境の変化を考慮した更なる建築物維持管理に係る検討が必要である。また、都道府県等の建築物衛生行政担当者向けの研修会等を通じ、正しい知識の浸透を図ることで、衛生的な維持管理の向上に寄与しており、引き続き関係施策の推進が必要である。</p> <p>(必要性) 生活衛生関係営業は、その施設数が平成21年3月末現在で約250万施設に上っており、我が国の経済において大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係する営業であることから、公衆衛生の向上、増進を図っていくことが必要である。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる特定建築物は、平成20年末現在、全国で4万棟余り存在しており、増加傾向にある。建築物の増加及び施設の多様化により、建築物における環境衛生の維持管理は複雑化しており、今後とも適切な維持管理がなされ、環境衛生が良好に保たれるよう努めていく必要がある。</p> <p>(効率性) 生活衛生の向上及び増進を図るためには、生活衛生関係営業における衛生水準の向上や経営の健全化は必要不可欠である。振興計画による振興事業の実施等により、厨房器具・備品など施設設備の改善等、経営の近代化及び合理化が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。 個別空調設備やIPM(総合的有害生物管理)に対応した衛生害虫の防除などを行うため、平成20年1月に改正した「建築物環境衛生維持管理要領」及び管理方法の一例を示した「建築物における維持管理マニュアル」を都道府県等に周知し、適切かつ効率的な維持管理の浸透を図っている。</p> <p>(有効性) 振興指針の認定率についてはほぼ横ばいで推移しているが、生活衛生関係営業者においては当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、これまで一定の措置が図られていると評価できる。なお、振興指針についてはそれぞれの業種について5年ごとに見直しを行っているが、平成21年度においては公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とした飲食店営業(めん類)、旅館業及び浴場業の振興指針の改正を行った。 また、標準営業約款の登録率については、昨今の消費者の嗜好の変化や景気の低迷等により、厳しい経営環境に置かれているなか、いずれの業種もほぼ横ばいであるが、本約款に則した事業の取組が図られることで施設の衛生水準等の維持向上が一層確実に進められるものである。 建築物環境衛生管理基準は、規制基準に見られるような最低基準ではなく、より望ましいレベルで衛生的な維持管理をするよう指導するという衛生指導的性格を有しており、不適合率を把握し適切な助言等を行うことで、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができるため、高いレベルでの衛生的維持管理の推進に有効である。</p> <p>(反映の方向性) 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等並びに建築物衛生の確保のために継続的に推進する必要があるため、平成23年度においても、引き続き必要な予算の確保に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>※別添資料参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	

(別添資料)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	振興計画の認定率（単位：％） （前年度以上／毎年度）	89.1	89.3	89.3	89.2	89.6
達成率		100.5%	100.2%	100%	99.9%	100.4%
2	標準営業約款の登録率 （単位：％） （前年度以上／毎年度） ・理容業、美容業、クリーニング業の合計	15.7	14.4	14.1	14.1	調査中
	達成率	88.7%	91.7%	97.9%	100%	
	・理容業	36.9	34.0	33.6	33.6	調査中
	達成率	87.4%	92.1%	98.8%	100%	
	・美容業	10.7	9.7	9.3	9.2	調査中
	達成率	88.4%	90.1%	95.9%	98.9%	
	・クリーニング業	3.0	2.9	2.5	2.8	調査中
	達成率	88.2%	96.7%	86.2%	112.0%	
	・めん類飲食店営業（登録施設数）	149	269	288	317	304
	達成率	-	180.5%	107.1%	110.1%	95.9%
	・一般飲食店営業（登録施設数）	157	284	317	353	355
	達成率	-	180.9%	111.6%	111.4%	100.6%
達成率		上記	上記	上記	上記	上記
3	建築物環境衛生管理基準への 不適合率（単位：％） （前年度以下／毎年度）					
	・浮遊粉じんの量	2.3	2.1	2.3	2.5	2.0
	達成率	121.1%	91.3%	109.5%	108.7%	80.0%
	・一酸化炭素含有率	0.7	0.4	0.4	0.6	0.4
	達成率	140.0%	57.1%	100%	150.0%	66.7%
	・二酸化炭素含有率	12.5	13.8	15.3	17.5	17.7
	達成率	117.9%	110.4%	110.9%	114.4%	101.1%
	・温度	11.4	14.3	14.2	16.2	18.6
	達成率	114.0%	125.4%	99.3%	114.1%	114.8%

・相対湿度	38.8	42.8	42.5	47.4	46.1
達成率	106.3%	110.3%	99.3%	111.5%	97.3%
・気流	1.3	1.7	1.4	1.7	1.6
達成率	108.3%	130.8%	82.4%	121.4%	94.1%
・ホルムアルデヒドの量	3.9	2.2	1.9	2.6	1.7
達成率	169.6%	56.4%	86.4%	136.8%	65.4%
・水質基準	0.4	1.4	0.2	0.6	0.6
達成率	100%	350.0%	14.3%	300.0%	100%
・残留塩素含有率	1.8	1.9	2.0	2.0	2.6
達成率	112.5%	105.6%	105.3%	100%	130.0%
達成率	上記	上記	上記	上記	上記

【調査名・資料出所、備考等】

- ・指標1は、健康局生活衛生課の調べによる。
- ・指標2は、（財）全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されている。また、両営業については、全体の施設数を調査していないことから登録施設数を記載した。
- ・指標2において、「調査中」とあるものは、平成22年10月末に公表予定である。
- ・指標3は平成19年まで健康局生活衛生課調べ、平成20年及び21年は「衛生行政報告例」による。
- ・指標3の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。
- ・指標3の各年度の欄の数値は、前年度（例：平成21年の場合は、平成20年4月～21年3月）の調査結果である。

※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として5年おきに設定する振興指針に基づき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。

【参考】平成22年4月時点での組合数

生活衛生同業組合 575

生活衛生同業小組合 3

※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。

※ 当該指標について評価する上で母数となる組合数や事業者数については時代の変化等により増減するものであり、また、本施策は衛生水準の維持向上等を目的として継続的に推進する必要があるため、達成水準及び時期は設定できないものである。